平成31年4月9日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証に関する特別委員会(第7回)

開会 午後1時00分

閉会 午後2時59分

- ○山内主査 本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第7回を開催いたします。
- ○事務局 本日、会議冒頭、カメラ撮りの希望がございましたので、しばらくお待ちください。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、進行をお願いいたします。

○山内主査 それでは議事に入りたいと思います。

前回のこの特別委員会におきまして、特別委員会の検討テーマであるネットワークビジョン及び基盤整備について、それぞれ主要な論点、骨子案に基づき議論していただきました。それでいろいろご意見をいただいたところでございますけれども、本日は、前回の議論を踏まえまして、本特別委員会の中間報告書骨子(案)といたしまして、資料7-1についてご議論いただくわけでありますが、まずは私から、この資料7-1の概要についてご説明を申し上げて、詳細は事務局からご説明いただきたいと思います。

それでは、資料7-1ですけれども、まずは1ページ、2ページにある目次をごらん いただきたいと思います。2018年8月の情報通信審議会への諮問を受けまして、電気通 信事業分野における競争ルール等に関する包括的検証の下に、本特別委員会及びその他 に4つの研究会が連携して精力的に検討を行ってきた次第でございます。本特別委員会 では、7回に及ぶヒアリングを通じて24者から意見を聴取した上で、中間報告書骨子 (案)の第1部にありますとおり、2030年を見据えたネットワークビジョン、それを踏 まえた電気通信事業政策の在り方について、この検討を行ってまいりました。これはル ールの整備あるいは見直しが求められる主要な項目ということでございまして、その内 容は、まず1番として、通信ネットワークにおける仮想化の進展、2番として他社設備 の利用、3番として市場の融合、4番としてグローバル化の進展、この4つの項目を具 体化して、それぞれに求められる取組について一定の方向性をまとめつつあるところで あります。これは1部ですけれども、あわせて第2部のネットワークビジョンを巡る個 別の政策課題ということですが、本委員会におきましては、基盤整備等の在り方、それ から各研究会等において、まずは1番としてモバイル市場の競争環境の確保の在り方、 2番目が消費者保護ルールの在り方、3番目がネットワーク中立性の在り方、4番目が プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方について具体的な検討を進め

ていただいたところであります。

第3回の特別委員会におきまして、私から包括的検証、全体を貫く基礎的な視座といたしまして、公正競争の促進あるいは利用者の安心・安全の確保に取り組みつつ、利用者保護とイノベーションを創出することのバランスを確保するという視点をお示ししたところです。各研究会等においても、この視点を踏まえた中間報告を取りまとめつつあるところであります。

そこで、本日は各研究会等の座長から中間報告をいただきながら、包括的検証の全体 取りまとめとしての本特別委員会の中間報告書骨子(案)についてご議論いただこうと 思っております。

先ほど申しましたように、骨子案の詳細については、まずは事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 それでは事務局より、先ほど座長からもご説明いただきましたとおり、包括的検証全体としての取りまとめを見据えた全体の構成とポイントを示すものとしまして、資料 7 − 1 をご用意しておりますので、こちらについてご説明をしたいと思います。

基本的には、前回会合でお示ししましたネットワークビジョンを巡る政策課題に関する中間論点整理骨子(案)、また、基盤整備に関する中間論点整理骨子(案)、この2つの事務局資料につきましては、基本的な骨格を維持いたしまして、これに全体の背景ですとか前提となる考え方などを追加いたしました上で、本委員会における議論、ご指摘を踏まえた修正を行ったものでございます。したがいまして、本日は、その追加または修正を行った部分に絞りまして簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

まず目次につきましては、先ほど主査からご説明いただきましたので、資料4ページ まで飛んでいただければと思います。まず全体の第1章、検討の背景になる部分でござ いますが、こちらに書いてございます内容は、昨年8月23日にお示しした諮問書の要約 でございます。この検討が始まった背景等について記したものでございますので、説明 については割愛させていただきたいと思います。

続きまして5ページ目をおめくりください。第2章といたしまして、ネットワークを めぐる環境変化についてでございます。この第1節につきましては、これまでのネット ワークの変遷ということで追加をさせていただいておりますけれども、そこに書いてご ざいますとおり、現在に至るまでのネットワークの変遷について簡単に振り返りたいと いう趣旨で用意したものでございます。①電話の時代につきましては、通信自由化による競争導入以来、通信市場には多数の事業者が参入し、現在のインターネット(ブロードバンド)やモバイル通信の基礎が形成された。また2番目、1995年ごろからでございますが、インターネットと携帯電話の時代といたしまして、サービス提供主体の多様化に伴ってコンテンツ・プラットホーム/ネットワーク/端末の各レイヤの分離が顕在化し、通信事業者による垂直統合型のサービス提供が進展した。また、③2007年頃からでございますが、いわゆるブロードバンド、スマートフォンの時代といたしまして、固定移動通信の双方においてレイヤの分離が進展、また一方で、プラットフォーム事業者が垂直統合型モデルのサービスを展開するなど、市場の多様化とグローバル化が急速に進展しているとの内容について記したものでございます。

続きまして、6ページ目以下でございますが、こちらについては、前回の資料でお示ししました今後想定される主な環境変化でございます。追加した部分がございまして、まず、1ポツの社会構造の変化でございます。これにつきましては、(1)労働力人口の減少と高齢化の進展といたしまして、経済社会水準の維持を図るために、限られたリソースから多くの付加価値を生み出すためのイノベーションや、ICT等を活用した社会全体の効率化、高齢者や女性等の社会参画等が不可欠となる。また、2つ目の変化といたしまして、過疎化の進展とサービス維持コストの増大といたしまして、各種サービスの提供に当たり維持コストが増大すると考えられる。居住者の利便を引き続き確保するため、地方における通信基盤の重要性が高まると記してございます。

2番目、ネットワーク構造の変化につきましては、基本的な構造は前回会合の資料のとおりでございますけれども、今般、中立性に関する研究会の取りまとめが行われますので、それを見据えまして、次のページでございますが、7ページ目、(4)のトラヒックの増大というところを追加してございます。(4)トラヒックの増大でございますが、移動通信の重要性の高まり、動画コンテンツの浸透等によるトラヒック量の増大、ゼロレーティングサービスといった新たなビジネスモデルの登場など、インターネットをめぐる環境が大きく変化している。特にトラヒックについては今後も増加すると見込まれ、一部事業者の設備投資の負担が増大すると考えられるとしております。

続きまして8ページにお進みください。続いての環境変化でございますが、この3ポ ツの市場構造の変化につきましても、基本的には前回のとおりでございますけれども、 今般、消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループの報告がございますので、 それを見据えまして(3)を追加してございます。通信サービスの内容や契約形態等の複雑化といたしまして、電気通信サービスはライフラインとなっており、消費者が安心して利用できる環境の確保が求められている。一方で、さまざまなサービスの内容や提供主体、契約形態は日々高度化・多様化・複雑化しており、消費者保護の重要性はますます高まっているとしております。

続きまして、9ページにお進みください。こういった背景を踏まえました2030年 を見据えたネットワークビジョンでございます。この点につきまして、第1節を追加し てございます。その考え方でございますが、ネットワークビジョンを明らかにする上で 実現が目指されている社会の姿を示すために、我が国の科学技術基本計画において提唱 されております Society 5.0 という考え方を掲げさせていただいたものでございます。 線を引いているところを中心に読み上げさせていただきますけれども、Society 5.0 は、 サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、格差なく多様なニーズ にきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会的課題の解 決を両立し、質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会とされている。Society 5.0 においては、取り扱われるデータの量、多様性、リアルタイム性の点において決定 的に異なると考えられる。情報連携が Society 5.0 においては分野横断的に行われると 考えられる。こうした Society 5.0 の実現において、ネットワークは不可欠な基盤とし ての役割を担うものである。具体的には、ネットワークを通じてデータが収集・流通さ れ、そこから得られた知識・情報が分野横断的に共有・連携される基盤となるとともに、 データや知識を活用し、多様なサービスがネットワークを通じて人間中心の社会にフィ ードバックされると考えられる。Society 5.0 の実現に求められるネットワークの役割 は、以下の4点に整理されると考えられるといたしまして、①から④まで、データの収 集・流通の可能性ですとか、サービスの提供可能性といった点について触れたものでご ざいます。

続きまして 10 ページにお進みください。こうした Society 5.0 を見据えまして、2030 年を見据えたネットワークビジョンの方向性を示したものございます。この部分につきましては、前回の会合資料でお示しいたしましたレイヤ構造のイメージ図と取り組みの方向性をお示ししたものがあったかと思いますが、こちらを文章化したものでございます。かいつまんでご説明いたしますけれども、Society 5.0 に求められるネットワークの役割を担う存在として、今後ネットワークの適切な進化を促していくためには、予想

される構造変化を踏まえつつ政策的な対応を講じることが不可欠である。進化の方向性と、その実現に必要な取り組みの方向性についてレイヤ別に整理したといたしまして、 以下、レイヤごとに整理してございます。

まず1.コンテンツ・プラットフォームレイヤでございますが、進化の方向性といたしましては、横断的な情報連携が行われ、新たな価値創造や社会的課題の解決が促進される。プラットフォームサービスは、ネットワークレイヤとの一層の連携・融合が進展する。また、海外事業者が国境を越えて我が国の利用者に直接サービスを提供することが一般化すると考えられるとしております。こういった方向性を見据えた取り組みの方向性でございますが、プラットフォームサービス等によるデータの収集・流通・分析や、グローバルなサービス提供が進展することを踏まえ、利用者利益を担保するための仕組みが求められるとしております。

続きまして、11ページにお進みください。ネットワークレイヤにつきまして4つに分けてご説明いたします。

まず(1)オープンなインターネット環境でございますが、今後の進化の方向性といたしましては、今後、トラヒック量の飛躍的な増大やトラヒックの多様化が進展するとしております。こういった点を見据えた取り組みの方向性につきましては、オープンなインターネット環境を維持するためのネットワーク中立性の確保が求められるとしております。

続きまして、(2) 仮想化レイヤを通じた他レイヤとの連携でございますが、方向性といたしましては、ネットワーク仮想化技術の活用により、サービスニーズに応じた柔軟なネットワーク制御が可能となり、設備・機能・サービスをそれぞれ異なる事業者が担うなどの可能性が考えられる。さらに、スライシング・サービスを通じて各レイヤの垂直的な連携が進展すると考えられるとしております。

こういった点を見据えた方向性でございますが、ネットワーク構造の変化や設備・機能・サービスの担い手の分離などに対応した公正競争や安全・信頼性等の確保が求められるとしております。

続きまして、12ページへお進みください。ネットワークレイヤの続きといたしまして、(3)ビッグデータ等に対応したネットワーク基盤の高度化でございます。進化の方向性といたしましては、膨大かつ多様なデータをリアルタイムに収集・流通させることを可能とするための高度化が引き続き求められる。また、アクセス回線において5G等の移

動通信の大容量化に伴いまして、固定・移動通信市場の融合や事業者間連携といったネットワークレイヤ内の水平連携が進展すると考えられるとしております。こういった方向性を見据えた取り組みでございますが、ネットワーク・市場構造の変化に対応しつつ、ネットワーク基盤の持続的な高度化を実現するための環境整備が求められるとしております。

最後に(4)でございますが、必要なサービスを誰もが利用できるネットワーク基盤の確保といたしまして、進化の方向性としましては、Society 5.0 において基盤が全国的に確保され、持続的に発展していくことが極めて重要となる。こういった点を見据え、取り組みの方向性でございますが、国民生活にとって不可欠なる通信サービスの高度化・多様化に対応したネットワーク基盤の全国的な確保や、通信サービスの提供手段の効率化が求められるとしております。

最後に、(3)端末・ユーザーレイヤでございますが、この取り組みの方向性といた しまして、個人の多様なニーズ等に合致したサービスを低廉な料金で安心して利用でき る環境の確保が求められるとしております。

以上がネットワークビジョンのレイヤごとの説明でございましたが、13ページにお進みいただきまして、こういったビジョンを踏まえた具体的な検討事項として、6つの項目に分けて挙げてございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました諮問書におきまして、答申を希望する事項として記載した内容のとおりでございますので、この点についても説明は割愛させていただきたいと考えます。

続きまして14ページにお進みください。以下、第4章といたしまして、ネットワーク ビジョンを踏まえた電気通信事業政策のあり方としておりますけども、この以下の内容 につきましては、前回会合でネットワークビジョンをめぐる政策課題として資料でお示 しした内容でございますので、以下、それからの差分のみをご紹介する形でご説明を差 し上げたいと思います。

ちょっと飛んでいただきまして 15 ページ目でございますけども、こちらは赤字で示してございますけども、この点につきましては、前回の会合におきまして、ここでの検討項目と実現する目標の関係が不明確とのご指摘がございましたので、こういった修正をしてございます。読み上げますと、具体的には、以下の4項目を中心に、技術・市場動向やイノベーション創出とのバランス等に配慮しつつ、取り組みを講じることにより、技術革新や競争を通じた先端的な通信ネットワーク環境を確保するとともに、利用者や

多様な事業主体がこれを安心して活用できる環境を整備するべきではないかといたしま して、先ほど主査からご説明のありました4つの検討項目を挙げているところでござい ます。

続きまして、16ページにお進みください。こちらは、仮想化の進展とルールの見直しについての主な意見のところでございます。赤字で示してございますけども、前回、宍戸委員からご発言がございましたけども、規律対象は、電気通信事業法の目的の観点から慎重に検討すべき。特に利用者利益の確保は大きな課題であり、グローバル化の進展とルールの見直しと一体的に検討すべきとの意見を追加してございます。

続きまして17ページでございます。こちらにつきましては、前回の会合におきまして ご指摘がありましたが、今後考え方を整理していく上で、仮想化技術の普及によりまし て、さまざまな主体の登場を想定いたしまして、電気通信事業法の適用関係を整理した 上で、仮想化技術等の導入によるイノベーション・新ビジネスの創出の観点も考慮しつ つ、必要なルールについて、適用対象の捉え方も含めて引き続き検討を深めていくこと が必要ではないかとしてございます。

続きまして 18 ページにお進みください。ここにつきましては、他社設備の利用とルールの見直しについてでございますけども、主な意見のところで、最後に赤字で書いでございますが、前回、大谷委員からご発言がございましたけども、卸役務の提供が接続に対して潜脱的に用いられた場合は、競争をゆがめたり、提供条件が利用者にとって不公平であるといった問題を生じる可能性があり、将来の電気通信事業政策を考える上で避けられない課題である。競争のあり方等を判断するためにも、事業者の利益を損なわない形でエビデンスを収集し、検証する仕組みが必要とのご意見をご紹介してございます。

続きまして 20 ページにお進みください。同じく他社設備の利用とルールの見直しについての考え方についてでございますけども、こちらの点につきまして、透明性の部分に線を引いてございますけども、これは前回会合におきまして、卸役務の性質上、透明性の確保を実現すべき目的や価値として掲げることは適当ではないのではないかとのご指摘があったところでございます。こういったご指摘を踏まえまして、透明性の確保というのを目的とする記述を改めまして、こちらに書いてございますが、例えば2ポツで言いますと、卸役務は相対契約であり、透明性が必ずしも十分でないため、料金を含めた提供条件の適正性の確保が不十分であるといった表現にしてございます。また、3ポツでございますが、卸役務・共用における適正性等の一層の確保等、他社設備の利用に当

たって必要な規律や、事業者間取引の柔軟性に留意しつつ一定の透明性を確保するため の実態把握等の仕組み等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきではないか としてございます。

続きまして、市場の融合につきましては23ページまでお進みいただければと思いますが、考え方についての記述でございますが、4ポツのところに共同支配力についての記述がございました。この点につきましては、共同的な支配力というものが具体的に何を懸念しているのかわかりにくいとのご指摘あったところでございますので、その点につきまして記述を追加してございます。赤のところでございますが、このような機能やサービスを提供する事業者と電気通信事業者が連携して一体的なサービス提供を行うこと等により、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使するなどの問題を生む可能性も考えられるとしてございます。

続きまして24ページでございますが、グローバル化の進展とルールの見直しについてでございます。この(2)主な意見のところでございますが、2ポツで赤で書いてございますが、前回、宍戸委員からの意見を踏まえまして、規律対象は電気通信事業法の目的の観点から慎重に検討すべき。特に海外事業者に対しては法執行の実効性の懸念もあるとのご意見を紹介してございます。これを踏まえまして、考え方の案につきましても、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律のあり方といたしまして、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定の適用について、適用対象の捉え方や執行のあり方等も含め検討することが適当ではないかといった形で修正してございます。以上、第3節についてのご説明でございました。

続きまして、第2部、基盤整備等のあり方についてご説明いたします。同じく前回お示しした中間論点整理骨子(案)からの差分についてご説明を差し上げます。26ページへお進みください。この点につきましては、環境変化の内容を一番下のところで書いてございますが、その内容を具体化したものでございまして、そこの部分を読み上げますと、NTT 法の関連規定については、規制の背景・趣旨を踏まえつつ、人口減少・過疎化の進展等サービス提供をめぐる環境変化に対応していく必要があるのではないかといった形で記述を足しているものでございます。

続きまして、30ページまでお進みいただければと思いますが、ここは全体を修正した 部分については赤枠で囲ってございますけれども、全体としての目指すべき方向性につ いての記述でございます。後ほどご説明いたしますけども、32ページ以下で取組の方向 性を示す内容について記述してございますが、その要約に当たる部分でございます。その具体的な修正につきまして、詳細を後ほどご説明いたしますので、ここではその要約ということで簡単に読み上げさせていただきたいと思います。目指すべき方向性の案でございますが、当面の間は、重要な役割を果たす電話サービスの継続的提供を確保するため、先進的な技術を活用する等の効率化を図っていくことが適当ではないか。サービスの多様化・高度化に伴い、国民生活に不可欠なサービスが拡大していることに対応するため、電話を前提としたユニバーサルサービス制度を見直すことも視野に入れ、制度の趣旨や位置付け、競争政策との適切なバランス、利用者利益が確保できる仕組み等について多角的に検討していくべきではないか。特に国民生活に不可欠なサービスについて社会的排除が生じないよう、サービスの利用可能性を確保する方策の検討に当たっては、我が国の社会構造の変化を見据え、効率性に配慮していく観点が重要ではないか。モバイル通信の高度化等の技術動向を見据えれば、中長期的には利用者目線に立ち、有線・無線等を問わず、必要とするサービスを誰もが適正・公平・安定的に享受できる環境(ユニバーサルアクセス)の実現も目指すべきではないかとしてございます。

続きまして、この各論に当たる部分でございますが、32ページにお進みください。まず、1.電話サービスの持続可能性の確保についてでございます。主な意見といたしまして、前回、大谷委員、宍戸委員からご発言がございましたので、主な意見を1つ追加してございます。他社設備の利用により、どの程度コストが削減され、ユニバーサルサービスの維持確保に資するのかという点が一つの試金石になる。NTTにおいては必要性・合理性について引き続き説明する必要があるとのご意見を紹介してございます。この点を踏まえまして、考え方の案におきましても、4ポツでございますが、NTTにおいても、国民の理解を得るべく、他社設備の適切な利用について、上記に留意し検討を具体化すべきではないかとの記述を追加してございます。

続きまして33ページでございます。こちらは新たなサービスの利用環境の確保に関する短期的取組の方向性の案でございますが、このページの主な意見でございます。この点につきまして、4ポツ目に追加してございますが、前回、吉川委員ですとか木村委員からご発言があった内容を書いてございますが、どのようなサービスについて、どの程度までその利用可能性を確保すべきなのか、国民負担との関係で相当慎重に検討する必要があるとのご意見を紹介してございます。

続きまして34ページでございます。このページにつきましては全面的に枠で囲ってご

ざいますけども、この不可欠なサービスの拡大・多様化への対応につきましては、さまざまな意見があったところでございます。将来の技術革新を見据えて柔軟に検討すべきとのご意見もありましたが、一方で、利用者への負担の配慮ですとか、均一料金の是非、また社会構造の変化との整合性の確保といったさまざまな課題を検討する必要性が前回会合において指摘されたところでございます。こうした前回の議論を踏まえまして、前回お示しした骨子案をもとといたしまして、さらに多角的な論点についての検討が必要であるという趣旨について、その明確化を図るために記述を見直したものでございますので、この考え方の案につきまして、下線部を中心に読み上げさせていただきたいと思います。

いわゆる3要件のうち、低廉性及び利用可能性は基礎的電気通信役務が達成すべき目 標と考えられるため、本来は不可欠性を中心にして基礎的電気通信役務の対象を考える べきではないか。現在、基礎的電気通信役務の対象となっているサービスについては、 引き続き基礎的電気通信役務として位置づけることが適当ではないか。一方、Society 5.0 時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、 いつまでも加入電話等のみが基礎的電気通信役務として位置づけられ続けることが適当 とは思われない。そのため、国民生活に不可欠となる新たなサービスとして、例えばブ ロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置づけることも見据え、 現行制度の在り方について検討していくことも考えられる。その検討に当たっては、国 民経済全体における負担を考慮し、2025年に完了が予定されている ІР網への移行状況 等も踏まえるとともに、以下のような論点も念頭に置きながら、多角的に検討していく ことが必要ではないか。ブロードバンドサービスについては、予算措置等により未整備 エリアの解消に努めているということと現行制度との関係についてどう考えるのか。ま た、最低限確保が求められるべき品質・水準等についてどう考えるのか。地域ごとに多 様な主体によって提供されていることから、利用者利益の確保の観点から講ずべき措置 についてどう考えるかといった論点を挙げてございます。なお、携帯電話サービスにつ いては、国民生活に不可欠なサービスとなっている一方で、①地方での基盤整備が進展 しているとともに、料金等の提供条件を適正化するための競争促進に向けた取り組みが 着実に進められていること。②といたしまして、5G 以降のネットワーク構成を見据える と、固定通信と移動通信の関係等サービスの位置付けが大きく変化すると想定されるこ とから、現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではないのでは ないかとしてございます。

続きまして35ページにお進みください。こういった点を踏まえた交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保に関する考え方を整理したものでございますが、この点につきましては、前回会合を踏まえまして、委員からのご意見を追加してございます。

続きまして 36 ページにお進みいただけばと思いますが、こういったご意見を踏まえた 考え方の案でございます。こちらも先ほどと同様に、前回のご議論を踏まえまして、下 記修正をしてございますので、全体的に下線部を中心に読み上げたいと思います。

将来的に基礎的電気通信役務の対象範囲が拡大することを見据えた場合、地域によっては市場競争が行われない等により利用可能性を担保できないものもあると考えられることから、安定的なサービス提供を確保するための制度等のあり方についてあわせて検討を深めていくべきではないか。特にブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置づけた場合の制度の在り方については、以下のような論点も念頭に置きながら多角的に検討していくことが必要ではないかとしてございます。その論点でございますが、条件不利地域におけるサービス提供の維持について、現行の交付金制度を活用することの妥当性についてどう考えるのか。仮に交付金制度を活用する場合でございますが、国民的なコンセンサスが得られる負担の在り方についてどう考えるのかといった課題について挙げているところでございます。

続きまして37ページにお進みください。中長期的取組でございますが、ユニバーサルアクセスの実現に向けてでございます。主な意見のところでございますが、前回、松村委員、宍戸委員等からのご発言を踏まえまして2ポツを追加してございます。ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、他のユニバーサルサービスやインフラ・国土の状況、利用者負担を総合的に慎重に検討していく必要があるとしてございます。

これを踏まえまして、考え方の案でございます。 3 ポツを修正してございますが、全体を読み上げますと、また、ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、現行のユニバーサルサービス制度との整合性、他分野のユニバーサルサービスの事例、国民負担等を総合的に考慮しながら、ユニバーサルアクセスに求められる構成要件等について継続的な検討を行うことが適当ではないかとしてございます。

第2部以下につきましては、各研究会からのご発表があるかと思います。

最後に、40ページをごらんいただければと思いますが、第7章といたしまして、平

成27年電気通信事業法改正法の施行状況についてという資料をご用意してございます。これは、本諮問におきまして検証が求められた事項といたしまして、平成27年改正法の施行状況を振り返るというものがございましたので、その内容を記したものでございます。詳細の説明は割愛いたしますけども、項目といたしまして3つ挙げてございます。まず1つ目といたしまして、電気通信事業の公正な競争の促進ということで、平成27年の改正内容でございました卸電気通信役務の増加への対応ですとか、もしくは登録の更新制等の導入について、その改正の内容と施行状況及び対応について記したものでございます。

続きまして2ポツ目でございますが、電気通信サービスの利用者の保護ということで ございまして、前回平成27年の改正内容におきまして、そこに書いてございますが、書 面交付、初期契約解除制度の導入ですとか、不実告知等の禁止といったさまざまな措置 が導入されたところでございます。

こういった施行状況も踏まえて、さらに新たな課題に対応する観点から、(2)の施行状況と対応のところに近時の動きについて記してございます。これにつきましては、後ほどご紹介があるかと思いますけども、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言を踏まえた電気通信事業法の改正案を今国会に提出したとの趣旨の内容が書いてあるところでございますので、ごらんいただければと思います。

最後に3ポツでございます。ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性の確保ということでございまして、前回平成27年の改正内容におきまして、届出制の導入等が行われたところでございます。この点につきましては、(2)施行状況と対応の中で書いてございますとおり、特別委員会において主査ヒアリングを行いまして、ドメイン名サービス事業者からお話を伺ったわけでございますけども、改正に係る要望等が提出されておらず、特段顕在化している問題がないことも踏まえて、引き続き施行状況を注視していくことが適当であるとしているところでございます。

その他、42~43ページのところで、終わりにということで、今後の取組又は今後のフォローアップの在り方について記してございますけども、こちらの内容につきましても、前回資料でお示しした内容のとおりでございますので、説明については割愛させていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

〇山内主査 どうもありがとうございました。それでは、先ほど事務局の説明にもあり

ましたけれども、特別委員会の中間報告を構成します他の研究会等、ここで検討されている項目について、各座長より中間報告をお願いしたいと思います。

まずは、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ、この中間報告につきまして、座長の新美委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新美委員 新美でございます。まずはモバイル市場の競争環境に関する研究会の検討 状況について報告したいと思います。資料7-2をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目です。これまでの経緯を示しておりますので、それに基づいて簡単に経緯をお話し申し上げます。本研究会は、昨年10月の立ち上げ以降、本年1月に消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループと合同で、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言を取りまとめるなど、3月まで計10回、会合を開催いたしまして、関係者のヒアリングや構成員による議論を深めてまいりました。その議論の結果につきまして、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備に向けて、1つ目の利用者料金その他の提供条件と、2つ目の事業者間の競争条件の両面から取り組むべき事項を盛り込んだ中間報告案といたしまして、3月の第10回会合でまとめたところです。中間報告書(案)につきましては、4月1日までの間にパブリックコメントを行ったところです。今後、提出されたご意見を踏まえまして、中間報告書を取りまとめる予定であります。本日は、この中間報告書(案)の概要につきまして、2ページに従いご説明したいと存じます。

本研究会の中間報告書(案)は、大きく分けて、左側オレンジ色の「利用者料金その他の提供条件に関する事項」と、右側緑色の「事業者間の競争条件に関する事項」に分かれております。

まず、左側の利用者料金関連の事項につきまして主なものをご説明申し上げます。まず1つ、シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現と、販売代理店の業務の適正性の確保については、本年1月に取りまとめたモバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言をそのまま再掲しております。これにつきましては、昨年12月の本委員会第3回会合におきまして、その概要をご説明したところですので、説明は割愛させていただきます。

3番目の、利用者の理解促進は、期間拘束のある契約が締結される中で、拘束期間よりも短い期間に限って適用される割引が提供されており、利用者による支払額の適正な

理解や比較検討が難しくなっていることなどから、携帯電話事業者に対して拘束期間中の支払総額の目安を表示することを求めるもので、着実に実施されるよう、総務省において消費者保護ガイドラインを改正することが適当としております。

4番目の広告の適正化ですが、これは、携帯電話事業者や業界団体による新たな自主的な取組の表明があったことを受け、消費者の誤認を招くような店頭広告表示が行われないよう、携帯電話事業者の自主的なチェックを強化するとともに、通信サービス向上推進協議会において自主基準等の見直しを検討することが適当としております。

それから5番目、⑤ですが、中古端末の国内流通の促進です。これは、民間のリユースモバイル関連ガイドライン検討会で、端末内の利用者情報の消去など中古端末の適正な取扱いのための民間ガイドラインが作成・公表されたことを受けまして、関係事業者においてこのガイドラインに沿った対応が早期に開始されること等が記載されるとしております。

次に、右側の事業者間の競争条件関連の事項について主なものをご説明申し上げます。 ①でございますが、接続料算定の適正性・透明性の向上は、現状において MVNO が支払う接続料は、過去の実績に基づく実績原価方式により接続料を算定しているところ、MVNO における予見性確保、キャッシュフロー負担の軽減を図り、公正な競争環境を確保するため、合理的な予測に基づく将来原価方式によって算定することが適当としております。また、接続料算定の一層の透明性の向上を図るため、総務省が提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、可能な範囲で公表されるようにすることが適当としております。

続きまして3番目に移りますが、音声卸料金の適正性の確保は、音声役務について実質的な利用者料金が卸料金を下回る場合には、公正な競争が期待できないことから、実質的な利用者料金の水準と卸料金の水準について、両者の比較を行う等の方法により検証を行うことが適当としております。

なお、6番目に飛びますが、第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用 につきましては、特定移動端末設備のシェアが 10%を超えた場合には、それが携帯電話 事業者による電波利用の連携の結果であったとしても二種指定設備として指定すべきで あり、また、全国 BWA 事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合におけ る関係規律の特別の整備をあわせて行うべきであり、それらのための手続を速やかに開 始することが適当としております。 以上、モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(案)の概要につきましてご説明申し上げました。本研究会では、今後、パブリックコメントで提出されたご意見を踏まえまして中間報告書を取りまとめるとともに、5Gの進展、eSIMの普及等が見込まれる中で、将来生じることが想定される課題について検討を深めてまいりたい、そのように考えております。

以上が競争ルール等の包括検証に関する特別委員会に我々研究会からのご報告であります。

続きまして、消費者保護ルールの検証に関するWGの中間報告書(案)につきましてご報告申し上げます。資料7-3をごらんいただきたいと存じます。

まず1ページ目です。これも先ほどと同様に、これまでの経緯をご紹介申し上げております。本WG は、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえまして、2015年法改正による消費者保護ルールの実施状況に関する評価を行うとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行ってまいりました。昨年10月の立ち上げ以降3月まで、計8回の会合を開催いたしまして、関係者のヒアリングや構成員による議論を深めたところでございます。この検討の結果、本年1月には、先ほど申し上げましたように、モバイル市場の競争環境に関する研究会と合同しまして、モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言を取りまとめたほか、3月の第8回会合で今後の取組の方向性を中間報告書(案)として、資料に掲載している構成で取りまとめたところです。

中間報告書(案)につきましては、4月1日までパブリックコメントを行ったところでして、今後、そこで提出されたご意見を踏まえまして中間報告書を取りまとめる予定でおります。

それでは、中間報告書(案)の概要につきましては、資料の2ページ目で記載されて おりますので、それに従いまして簡潔にご説明申し上げます。

まず、2015 年消費者保護ルールの実施状況と評価につきましては、制度導入以降、苦情相談の減少や初期契約解除制度の着実な定着・実施など、制度導入の一定の効果は認められる、そのように評価しております。一方で、FTTH サービスの電話勧誘や携帯電話の店舗に起因する苦情が依然として高い水準にあることから、緊急提言を踏まえた、シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現や、販売代理店の業務の適正の確保のほか、個別の論点に書かれているような更なる取組が必要な状況であるとしてお

ります。緊急提言につきましては、昨年 12 月にご報告申し上げておりますので、説明は 割愛させていただきます。

個別の論点についての取組の方向性につきまして、以下ご説明を申し上げます。

まず1番目、①ですが、携帯電話の料金プランの理解促進につきましては、拘束期間における支払総額の目安の提示と、利用実態に応じた料金プランへの見直し推進の2点を論点として取り上げております。1点目の拘束期間全体での総額表示につきましては、先ほどのモバイル市場の競争環境に関する研究会についての報告で説明したとおり、消費者保護ガイドラインを改正することが適当としております。

それから2点目の利用実態に応じた料金プランへの見直し推進につきましては、利用 実態と契約している料金プランに乖離が生じている利用者が一定数存在することを踏ま えまして、より能動的な料金プランの見直しの案内を行うことが適当であるとしており ます。特に、緊急提言を受けた大幅な料金プランの見直しが行われることが想定される ために、既存契約者に対しても新旧プランの相違についての周知を徹底することが適当 であるとしております。

それから②ですが、手続時間等の長さへの対応につきましては、各携帯電話事業者による来店予約の拡大、待ち時間の有効活用、初期設定専門スタッフの配置等の取組による手続時間等の削減の効果が有効であった方策について、総務省が検証を行いまして、ベストプラクティスの共有を行うとともに、各携帯電話事業者においてこのような取組についての利用者の認知向上に向けた方策を検討することが適当であるとしております。それから③ですが、広告表示の適正化については、先ほど紹介したモバイル市場の競争環境に関する研究会についての報告で説明した内容と同様でございます。

それから④の不適切な営業を行う販売代理店への対策についてですが、総務省におきましては、緊急提言を踏まえた対応を行うことに加え、事業者におきましてはインセンティブ(動機づけ)の設計等を含めまして、販売代理店の指導措置をより適切かつ実効性のあるものとするよう徹底することが必要であるとしております。

そのほか、業界団体による販売代理店の営業適正化の取組につきましては、関係事業者及び総務省がこれを支援するとともに、取組の成果の検証を行うことが適当であるとしております。

それから⑤ですが、高齢者のトラブルへの対応につきましては、業界団体等の作成する高齢者向け対応マニュアル、説明ツールの活用など、高齢者に対する十分な情報提供

や意向確認を徹底するとともに、事業者のスマホ教室や地域における啓発活動等の推進など、高齢者の ICT 及び契約に係るリテラシーの向上を図ることによって、高齢者の合理的な選択を確保していく必要があるとしております。

それから⑥の法人契約者のトラブルへの対応ですが、これは契約主体が法人名義であった場合等でも、消費者保護ルールの対象外と判断されるとは限らず、法人等の営む事業の実態や、当該事業と契約内容との関連性を踏まえて、消費者保護ルールの適用の是非が判断されることなどといった消費者保護ルールの法人への適用の考え方を総務省において周知徹底することが適当であるとしております。

その他の論点としましては、1点目の成人年齢引上げに対応した消費者教育の推進につきましては、総務省及び電気通信事業者においても電気通信サービスの契約に関する消費者教育の推進に貢献していることが考えられる旨、そして第2点目の青少年フィルタリング利用の促進につきましては、別の有識者会議において青少年フィルタリング利用の促進及び保護者への啓発の検討を行い、その検討の結果についての報告を受けることが必要である旨、それから3点目ですが、在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化につきましては、今後の外国人材の流入動向等を踏まえ、携帯電話事業者において更なる取組について検討することが適当である旨、それぞれ取りまとめがなされております。

2030年を見据えた消費者保護の在り方につきましては、今後顕在化していく新サービスの具体的な内容やその提供形態等を踏まえて検討を深めていくことが適当であるとしております。

本WGにおきましては、今後、事業者等の取り組みのフォローアップや、最後に申し上げましたところのIoTの新サービス等が顕在化した際の消費者保護に係る課題について、引き続き検討を行うこととしております。また、緊急提言を踏まえました電気通信事業法改正後の市場環境の変化により、新たに生じ得る消費者保護にかかわる課題や、それに対する関係者の取組についても、引き続き注視していくということにしております。WGの中間報告(案)は以上です。

- ○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、引き続きになりますが、ネットワーク中立性に関する研究会の中間報告につきまして、本日は同研究会座長の森川委員はご欠席ですので、同研究会事務局よりご説明をお願いしたいと思います。
- ○山路データ通信課長 ネットワーク中立性研究会の中間報告書(案)について簡単に

ご説明をさせていただきます。これまで8回研究会を開催しておりますが、2月26日から3月18日まで、中間報告書案について意見募集を行っており、その後、4月3日に研究会を開催しておりまして、その場でさまざまなご意見をいただきましたので、今、中間報告書(案)の修正をしております。今週中には公表していきたいと考えておりますが、その概要をご報告させていただきます。

2006 年から 2007 年にかけまして、ネットワークの中立性に関する懇談会を開催してきましたが、その後、さまざまな環境変化がございました。モバイルを含めた通信トラヒックが幾何級数的に増加している、また、動画視聴が普及するとともに、動画等のコンテンツの高度化・大容量化が進んできております。さらに、インターネットの利用形態が多様化して、多様なビジネスモデルが出てきております。さらに、プラットフォームレイヤの重要性・存在感が拡大してきている、こういったインターネットを取り巻く内外の環境変化を踏まえて検討を行ってきたわけですが、特に、通信量(トラヒック)が急増していることへの対処が世界的な課題となっております。

2ページ目に移らせていただきます。この研究会におきましては、インターネットがこれまで果たしてきた役割を、この上の四角で囲んでおりますように3つに整理をしております。その3つの役割を果たしてきたことで社会にどういう効果をもたらしてきたかを、この矢印のところで書かせていただいておりますが、実社会における効率化・利便性の向上、新たな市場の創出、社会の公平性・公正性の向上、民主主義の発展等に寄与してきたと認識しております。

インターネットがこれまで同様にこういった役割を果たしてオープン性を維持していくために、ネットワーク中立性のルールをご検討いただいたところでございまして、この研究会の一つの柱としまして、インターネットの利用に関する利用者の権利というものをおまとめいただいております。こちらは 2006 年~2007 年にかけて検討した懇談会で3つの原則というものをお示しいただきましたが、その際には、この「利用者が」と書いてある部分が「消費者は」という形で消費者が主語になっておりました。これを消費者だけでなく事業者を含めた主語としての利用者に変更するとともに、2) の利用者が他の利用者に対し自由にコンテンツ・アプリケーションを提供可能であることということを追加いただきました。こういった利用者に関する権利と、この後ご説明するネットワーク中立性に関する具体的ルールを通信事業者、プラットフォーム事業者等を含めた関係者が尊重・遵守することで、ネットワークの中立性が確保されると考えておりま

す。

次のページに移ります。こちらの3ページ目の資料は、ネットワーク中立性が確保されないとどういったことが起きるかということを左側の方で具体例として挙げるとともに、今回具体的なルールを考える上での基本的視座、基本的視点というものを下のほうに5つまとめております。十分な情報に基づく消費者の選択の実現であるとか、イノベーションや持続的ネットワークの投資を促進するといったことを基本的視点としながら、具体的なルールを検討しました。具体的な検討項目は次のページにまとめております。

4ページにありますとおり、最初に帯域制御についてまとめております。増加するトラヒックに対しては、ISP等はネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまで例外的状況において実施すべきというこれまでにまとめられた基本原則を維持しつつ、合理的トラヒック制御として認められる要件について検討することが適当とされております。その上で、透明性の確保を前提に公平制御等の柔軟な対応を認める方向で、民間団体が策定・運用している帯域制御ガイドラインを、年内を目途に改定することが望ましいとされております。

優先制御に関しては、優先制限の対象サービスを利用しない利用者のインターネット アクセスに過度な影響を及ぼさないといった基本原則を示していただくとともに、今後、 具体的なユースケースが登場してきた場合に、幅広い関係者でルールを検討していくこ とが適当というような結論をいただいております。

ゼロレーティングやスポンサードデータにつきましては、費用負担の公平性、通信レイヤやコンテンツレイヤ内の競争に与える影響、消費者に対する透明性の確保等に留意しつつ、年内を目途に、消費者が関係者の参画を得て電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針を取りまとめ運用することが適当としていただいております。また、コンテンツの効率的かつ安定的な配信の実現に向けた、幅広い関係者による協力体制を整備し、ネットワーク逼迫対策に取り組むこと、さらに地域 IX や CDN の活用に向けた関係者の取組を支援すること等をご提言いただいております。

また、これらの研究会で取りまとめていただいた方向性に基づいて、幅広い関係主体が参加するマルチステークホルダープロセスで具体的なルールを規範として合意していき、それを各関係者が尊重・遵守する共同規制として機能させることが有効とご提言をいただいております。その上で、OECD等の国際会議の場に中身を提案してコンセンサス作りに努めることで、国際的な制度の整合性の確保を図ることが重要というふうにご提

言をいただいております。

以上です。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きになりますが、プラットフォームに関する研究会の中間報告につきまして、同研究会座長である宍戸委員よりご説明をお願いしたいと思います。

○宍戸委員 宍戸です。それでは、お手元資料7-5に即して、プラットフォームサー ビスに関する研究会中間報告書の概要についてご説明を差し上げます。

1ページおめくりいただきたいと思います。本研究会は、プラットフォーム事業者が 大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることなどを踏まえ、利用者情報の 適切な取扱いの確保の在り方などについて、昨年10月から計7回にわたって検討をさせ ていただいたものです。2月16日から3月8日までの間にパブリックコメントを実施し まして、第7回会合(3月22日)の審議を経て、4月5日に中間報告書を公表させてい ただきました。

以下、その内容についてご説明を申し上げます。1ページおめくりください。プラットフォーム事業者は、グローバルに事業展開を行っている関係上、利用者情報を大量に収集することが可能です。また、例えばウェブメールの提供などにより、そのサービスがプラットフォームレイヤからネットワークレイヤにもまたがる等、レイヤ間での利用者情報を共同で利用できるといった環境にあります。その下の箱ですが、このような利用者情報の活用は、ユーザーの利便性の向上に資するといった側面がある一方で、その利用者情報の活用のメカニズムが分かりづらいなどの情報の取扱いに関する利用者の不安や懸念も高まっているところです。

そしてその下ですが、このような背景等を踏まえまして、3つの課題、すなわち利用 者情報の適切な取扱い、トラストサービスの在り方、フェイクニュースや偽情報への対 応について検討することとしています。

1ページおめくりください。そこで、第1の課題であります利用者情報の適切な取扱いについてです。右下の基本的方向性①からごらんいただきたいと思いますが、海外のプラットフォームサービス事業者等が日本国内の事業者と同様のサービス形態、すなわち電気通信サービスの上にプラットフォームサービスがあるという形態と同等のサービスをこの海外の事業者が提供している、こうしたことから、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう法整備を視野に入れて検討を行うというものです。

次に、左に行きまして基本的方向性の②ですが、先ほど申し上げましたレイヤをまた ぐような事業環境の変化を踏まえて、ガイドライン等の規律の適用対象の見直しを検討 する、これが2つ目です。

上に行きまして基本的方向性の③ですけれども、その下に緑で総務省がございますが、 そこから矢印が下に向かって3本出ておりますが、このうちの真ん中は電気通信サービスに係っているものではなくて、左と右のプラットフォームサービスに係っているものですけれども、この左と右の部分につきまして、法執行の確実な担保を検討の力点に置きつつ、共同規制的なアプローチを機能させるための方策を検討するものになります。

最後に、右上の基本的方向性④ですけれども、この総務省と外国当局の間のところですけれども、EUにおけるeプライバシー規則制定の動きなども参考にしながら規律の国際的な調和を図るとしております。

その次の4ページは、今私が口頭でご説明申し上げたものをテキストでご説明をしているところになりますので省略させていただき、5ページをごらんいただきたいと思います。

こちらがプラットフォーム研究会の大きな政策課題の2つ目、トラストサービスの在り方に関する検討のご説明です。基本的方向性で示したとおり、1点目として、利用者認証やリモート署名のような人の正当性を確認できる仕組み。第2に、組織を対象とする認証あるいはウェブサイト認証のような組織の正当性を確認できる仕組み。それから3点目ですけれども、IoT機器等のモノの正当性を確認できる仕組み。そして4点目としまして、タイムスタンプのようなデータの存在証明・非改ざんの保証の仕組み。そして5点目としまして、eデリバリーのようなデータの送達等を保証する仕組み、以上5点のトラストサービスに関する現状や制度的課題について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、これも国際的な調和に配慮しつつ検討することとしています。

6ページで、検討会の3つ目の政策課題であるフェイクニュースや偽情報への対応についてです。基本的な方向性として、ユーザーリテラシーの向上及びその支援方策、デジタルジャーナリズムの動向なども見据えながらですが、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者との連携等の自助メカニズムについて検討を深めることが適当と報告書ではしております。

7ページ、今後の検討の進め方です。これまでご説明した内容が記載されているところですが、これらにつきまして、本年12月までに最終報告書の取りまとめを行うこと

としたいと考えております。またこのうち、政策課題の2番目、トラストサービスの在り方については、本年1月からプラットフォームサービス研究会の構成員である手塚先生を主査として、別途トラストサービス検討ワーキンググループを設置して検討しております。そちらでの検討を進め、その検討結果をプラットフォームサービス研究会の最終報告書に盛り込むこととしたい、このように考えております。

ご説明は以上です。

- ○山内主査 どうもありがとうございました。資料の説明は以上ということになります ので、ここから全体の意見交換に移りたいと思いますけど、特別委員会として中間報告 書骨子(案)ということですので、これについて委員の皆様からご意見をいただければ と思います。ご意見ある方はご発言願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいます か。相田さんいかがですか。
- ○相田主査代理 中間報告書としましては、これまでの検討の経過がよくまとめられていると思います。また、各研究会のほうでも大変精力的に検討いただいたというところで、ちょっと1点ご質問ですが、資料7-1の16ページで、宍戸先生ご自身からのご指摘だったかと思いますが、規制対象は電気通信事業法の目的の観点から慎重に検討すべき、グローバル化の進展とルールの見直しと一体的に検討すべきという、この赤で加わっている部分と、最後にご紹介いただきましたあたりとの関係をどのように捉えたらいいのか、もしコメントがあればお願いしたいと思います。
- ○宍戸委員 ご質問ありがとうございます。私が考えていることになりますので、必ずしも事務局が今用意していただいた資料1の16ページと、その後の結論になるような部分とどう連動するか分かりませんが申し上げますと、ここでのプラットフォームサービスに関する研究会での議論、また、特別委員会での議論の方向性というものが固まっていって、これから例えば中間報告、それから最終報告あるいは法制化と動き出していこうとしたときに、海外事業者においても我が国の電気通信サービスと類似するサービスを提供している、それが利用者を保護するという電気通信事業法の目的との関係で、そのようなサービス・機能を提供されている事業者の方に我が国の電気通信事業法の規律を及ぼすとすること自体に私は賛成でございます。問題は、どのようにそれを現実に実施するかにつきましては、どういうやり方をするのか。例えば海外事業者の方を我が国における電気通信事業者というふうにするのか、あるいはある種の「みなし電気通信事業者」のような位置付けをするのか。あるいは海外の事業者の方に必ずしも日本法との

関係で適用があるのかどうか予測がつかないといった場合に、政府の側から何らかの指定を行うといったことをするのか。例えばこういった制度を具体的に作っていくということを考えていかなければ、ここでの規律を維持するということができないだろうと思います。しかし、そういった具体的な規律のための制度を選ぶというときに、それが海外事業者にとって適切な負担であるか、あるいは真に日本の利用者の利益を保護するためにどのような制度やどのような仕組みを選ぶべきかといった点は、今後慎重に検討していくべきでないか、こういう趣旨で申し上げたところになります。

- ○相田主査代理 ありがとうございました。
- ○山内主査 よろしいですか。ありがとうございます。 それではそのほかに何か。森委員ですかね、どうぞ。
- ○森委員 すみません、ありがとうございます。前回の検討も踏まえて、充実した骨子 案にしていただいたと思います。今の宍戸先生のお話とも関連するかもしれませんが、 電気通信事業法の目的が利用者利益の確保であるということは従来からそのとおりなで 新しいことではないわけですが、今回、資料7-1の6ページをごらんいただきますと、 多くのご指摘があったように、設備から機能へということが言われている。2.ネットワ ーク構造の変化の(1)、3ポツのところです。また、将来的には、仮想化レイヤを通 じ、ネットワークの外部からネットワークの制御や機能の利用が可能になると考えられ、 設備と機能の実質的分離が進展する可能性があるとありますけれども、このことに加え て、電気通信事業法の性格を、今は定義の条項からしても設備に着眼点が置かれている ことは明らかだと思いますが、電気通信役務にしても、電気通信事業にしても、設備か ら定義が組み立てられており、そうなっているわけです。これからは機能を重視して、 更には役務を重視して、ということになるわけですが、その機能や役務を考える場合に、 どんな機能でどんな役務であれば規制の対象になってくるかが着目すべきことになって くるかという点もまた考えなければいけないわけですが、やはりそこにおいては、電気 通信サービスの利用者の保護、利用者へのインパクトという点から、機能とかサービス を考えるしかないと思います。似たような機能や似たようなサービスが出てきたときに、 電気通信事業法の観点から対象とすべきかどうかという問題が出てきたときに、何をも って似ているとするのか、何をもって同じようなサービスだとするのか、何をもって違 うとするのかというときに、それはやはりユーザーのお金の払い方であったり、ユーザ ーデータの利用の仕方であったり、そういうところに着目するしかないと思います。で

すので、電気通信事業法の着眼点や考え方が事業者規制からサービス利用者の保護に移っているということもどこかで書いていただけないかと思います。

他方で、電気通信サービスの利用者はそのサービスを提供しているサービス提供者と 1対1なのではないかという話がありますが、実はそんなことはなくて、どこでお話ししたか忘れましたが、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブの文脈でお話をしましたが、あれは一定の要請があって総務省で検討していただいたガイドラインだと思いますが、そこで専らガイドラインの名宛人になっているのは、アプリの提供者やアプリにおけるモジュールの提供者であり、これは電気通信サービスを提供する人ではない。モジュールの提供者に至っては、ユーザーと契約関係すらないということです。それにもかかわらず、スマートフォンのユーザーが電気通信サービスを利用している文脈で、そういったプレイヤーが入ってきてしまうということです。同じようなことはスマートフォンのプローブ情報を取得した位置情報の追跡等についても見られると思いますが、サービス提供者だけを見ていたのでは、サービス利用者の保護が図られない場面があり得るということかと思います。

ですので、ちょっとここがいいかどうか分からないのですが、12ページの3の端末・ユーザーレイヤというカテゴリーを作っていただいておりますので、ここにも非常に短いながら行き届いたことが書かれているわけですが、進化の方向性なのか、取組の方向性なのか、電気通信事業法の考え方、着眼点としても、事業者サービスに着眼するというところからユーザーインパクト、利用者の保護に着眼して規制の在り方を考えるということがあり得るというようなことを書いていただけないかと思いました。

- ○山内主査 そのほかに。どうぞ。
- ○大谷委員 ありがとうございます。今、森委員がおっしゃったこと、全く同じように 感じております。17ページのところで、電気通信事業政策にどのように反映させるかと いった部分について、考え方で3つのポツで整理していただいているところですが、や はりこれからのネットワーク・オーケストレーションやスライシング・サービスといっ た機能に注目したときに、これまでの電気通信事業法の設備で実現してきたものと何が 機能的に等価なのか、機能的等価物に同じルールを当てはめていくというアプローチで はもう限界があるなと思っているところです。そういった問題意識をもとにここのあた りも整理していただいているところですが、今、森委員がおっしゃったところでは、例えば機能の活用において重要な役割を担うソフトウェアとして、利用者のデバイスに含

まれているアプリケーションやモジュールといったものにも注目したご発言をいただいたところですが、これらの機能を担っているソフトウェアなどでは、実際に例えばソフトバンクの電話がなかなかつながらず、証明書の期限が切れていた問題ですとか、他にもサポート切れ等、新たな課題がどんどん出てきていると思います。そういった意味では、機能を活用する主体だけではなくて、ソフトウェアの提供主体も含めた形で、何らかの適用対象とすることを今後検討の中に織り込んでいく必要があるのではないかと思っているところです。ただし、すぐに規制対象とするというよりは、どのような関係主体がかかわっているのかを幅広く捉えて、どこに対してどのような義務を適用し、あるいはどのようなルールを適用するのが最もよいネットワークの役割を果たさせることになるのかといった観点から、少し幅広に捉えていくことが必要かなと思っているところです。3つ目のポツ、関係主体が多種多様となることが想定されるということが言及されているところでもあり、森委員がおっしゃったことなども付け加えつつ、このあたりで検討の対象としていくことが望ましいかと思い、意見を聞かせていただいたところです。

それから、9ページのところにネットワークの役割ということで新しく書き起こして いただいたポイントがありまして、とてもきれいなネットワークの役割についての整理 です。4点に整理されるということで①から④まで掲げていただいたところでして、こ の内容には大変賛同するところですが、ここに具体的に言葉を補うというお願いではな いのですが、私自身が日ごろ考えている事柄として、ネットワークの役割とは、この「人 間中心の原則」という言葉の裏面でもあるのですが、人間の生活にあまり干渉し過ぎな いネットワークの在り方というものが望まれるのではないかと思っているところです。 ネットワークにつながる自由もあれば、ネットワークから離れる自由もありますし、人 間がネットワークに対する主体性をちゃんと意識しながら取り戻せるような在り方とい うのが今後のネットワークビジョンの中に必要なのではないかなと思っております。も ちろん、ここに書かれている「人間中心の原則」というのは、人工知能のようなものを 想定しながら、人間の主体性に言及しているものだとは思いますが、それをネットワー クに引き寄せて考えると、例えば現在生じているフィルターバブルという現象、あれは ネットワーク効果が個人を飲み込んでしまっていて、人間個人の主体性が失われている 現状というものがあり、その延長線上に未来を描くというよりは、2030 年を見据えて、 そうではない在り方についても一定の考慮が必要なのではないかと思いながらここを読 ませていただきました。

○山内主査 どうもありがとうございました。お二方の話の前半で、資料7-1の 14 ページの部分の設備と機能の話についての具体的な考え方をお示しいただいたと思って おります。

では、そのほかにどうぞ。

○中尾委員 すみません、中尾でございます。この中間報告書骨子案を拝見して、これまでの議論が非常に詳細に書かれていて大変よろしいかなと思って拝見しました。俯瞰的に見たときに、例えば事務局資料7-1の9ページで、先ほどご指摘があったとおり、この始まりは非常にいいと思っておりまして、ここを読むと、データの話が大分出てきているところがあり、データの観点からの見方というか、規制とかルールの在り方という部分に関して、今日お聞きしていて、少し足りていない部分があるのではないかという点がありましたので、この取りまとめ案に関しては特に私は問題は持っていないんですけれども、例えば今後これに追加して、中間報告以降に検討すべき話として、データについてもう少し深掘りをしてみるのがいいのではないかという感想を持ちました。

これは、宍戸先生が座長をされているプラットフォームサービスに関する研究会の絵 が非常に有用だと思うので、少し説明に使わせていただきますが、2ページ目にコンテ ンツレイヤ、プラットフォームレイヤ、ネットワークレイヤ、端末レイヤという絵があ りまして、これらのさまざまなレイヤでデータが生成されていると思いますが、例えば 真ん中のネットワークレイヤで、ネットワークにかかわるデータが幾つかあると思って おり、これは私がやっている勉強会で整理をしたことがあるのですが、トラヒックデー タがまず第一で、これは電気通信事業者のところを流れているデータになると思います。 それからプラットフォーマーと端末のデータ、これは先ほど森先生からもありましたが、 クラウドとかコンテンツとか端末におけるアプリの利用に係るデータだけではなくて、 実は最近、電気通信事業者の使っている機器が発生するデータというか、運用上のデー タというものがあると思っていまして、これは例えば非常に端的な例で言いますと、NTT ドコモさんがモバイル空間統計というデータをオープンデータとしても補完、ここから 例えば AI タクシーみたいな、基地局にぶら下がるユーザーの数を利用して、これを使っ て新たなサービス、例えばタクシーの運転手がどこに顧客がいそうかという予想を行う とか、まさにページ9に書かれていた AI データ活用の中に入っているのですが、こうい う例えば通信機器が発するデータみたいなものを活用していく傾向が、これは私が見て

いる中でも大分増えてきていまして、それからビジネスでは、これは例えば中国のチャイナモバイルが主導している<u>オウラン</u>という動きがあるんですけれども、<u>オウラン</u>の中でも、基地局のデータを使ってモバイルユーザーの予測に基づいて帯域有効利用の事業の最適化みたいなことを、既にいろいろなところで提案している。ここには中国の企業だけではなくて世界中の企業が入っていて、この基地局とか通信機器の中を流れているトラヒックデータだけではなくて、運用上生じたデータを活用する動きが、実は総務省において主導されている国プロの中でも、革新的ネットワーク AI というプロジェクトがありますが、そういったところでもネットワークの中の運用機器のデータが活用されつつある。つまり、このネットワークレイヤの部分で生じているデータには、トラヒックデータだけではなくてそういった運用上のデータというのも発生していまして、これを使ったいろいろな最適化といったビジネスが起ころうとしているところで、ではこのデータの持ち主は誰でしょうかと。これは例えばグローバルベンダーがこのデータを活用した、例えばソフトパッケージを基地局に埋め込んでライセンスを売るとか、そういった動きになったときに、それを規制するとかそういったことに関するルールとかがあるのかというと、おそらくないと思います。

ですので、私が申し上げたかったのは、いろいろなところで生じているデータを活用する動きをいち早く先にちゃんと把握して、例えばグローバルベンダーがそういったデータ活用をしてきた場合に、そこにはどういったルールが必要なのかといった観点が必要なのではないかということを少し感じていまして、こうした内容を議論する場所としては特別委員会になるのでしょうか、そういう感想を持ちまして、まだそのあたりは海外の動向を踏まえても追いついていない部分ではないかなと思いました。

- ○山内主査 ありがとうございました。重要なご指摘だと思っております。 ほかに何かありますか。どうぞ、新美委員。
- ○新美委員 ありがとうございます。新美でございます。中間報告書の骨子(案)の中身を見せていただいて、今後の方向が非常によく示されていると思いますが、それを踏まえた上で、ただいまの議論を伺っていたところ、まだ中間報告の骨子案ですから、もう少し次に深めていただきたいと思う点が1つあります。それは、通信の技術、ネットワークがこれだけ進歩してくると、関係者、特にエンドユーザーと事業者というのは全く違ったベクトルに動いているということをまず押さえておきたいと思います。というのは、消費者あるいはエンドユーザーというのは、かつては市民とかいう形で、ある意

味でクラスとして捉えられて、均質的なものとして扱われてきたと言っていいと思いますが、しかしながら、現在ではもうネットが出てきますと、市民ではなくて個人ということで、一層個別化が始まっていると思います。それに対してどう対応するかというのは一つの問題として領域として出てきます。

それから他方で、事業者はこれまでは個の競争者として捉えられていましたが、IoTということでいろいろなところで事業者同士がつながってきて、いわば集団化しているということが言えると思います。先ほどの設備から機能へという認識はまさにそのことを表していると思います。設備が単一の機能しかなかったから設備を押さえればよかった。ところが、設備が多様な機能を出すようになってくると、あるいはいろいろなものが合わさってさまざまな機能が出てくると、設備を押さえていただけではどうしようもないということで、機能というところに着目してきたのだろうと思います。それは法制度からいくと、機能とか設備とかいっても法の規制対象にはなり得ないので、基本的には機能を提供するものという形で集団化して捉えるしかないだろうと。設備ならば単一でいいのですが、そういった集団化をして捉えていくということが今後の方向性だろうと思います。

ただ、その場合に、法的な手段として何があるかというと、これは行政法からいったら、集団で捉えるといっても外縁がはっきりしていないと規制対象としては出てきません。そうなると、集団として外縁がはっきりしているところは法の規制対象にするということがあり得ると思います。ただそうした考え方ができないものが次から次へと出てくるようなところではなかなか行政法の法規制としては列挙するのは難しいと思いますので、そういうところはどちらかというとガイドラインといったようなソフトローで対応していくということが考えられてしかるべきではないないのか。

それから更には先ほど申し上げた個別化していく消費者との絡みでは、まさに個別対 応の私法の領域で対応していくということが必要になってくると思います。

そういうものを含めて、電気通信事業法ないしは電気通信行政というのは、ある意味で複合化した手段を用意して、それをうまく組み合わせるということが今後必要になってくるのではないかといった印象を持ちました。〇山内主査 どうもありがとうございました。

そのほか。どうぞ。

○吉川委員 細かい点と大きい点2つあるんですが、まず資料7-1で大分前回の議論

を反映して、卸役務の透明性のところについては削除していただいたりしているんですけど、18ページの課題のところの一番下にまだ適正性・透明性とあって、ここも透明性は要らないんじゃないかなと思っているのが1つ。

それから、20ページのところの考え方の上から2つ目の四角のところに赤字で透明性が必ずしも十分でないためと書いていますけれども、相対契約であり透明性が必ずしも十分でないというと、やっぱり不十分というふうに見えてしまう。後ろの方は透明性という表現を取ってもらっているのですが、相対契約であり透明性が必ずしも担保されていないため、ぐらいの表現の方がいいのではないかと思っています。

それと、報告書全体、ワーキンググループとか研究会の全体の感想について、直してくださいということではないですが、通奏低音を今回考えてみると、やっぱり海外のプラットフォーマーからどうやって日本を防御するんですかというトーンが強いと思います。しかも今回の携帯電話料金の分離プランも入って、これが結果的にどうなるか分からないですが、おそらく日本メーカーが撤退するところも出てくるのではないかと思います。そうなると、消費者保護という観点では今回のものはユニークではあるかもしれませんが、2030年も日本は産業レベルで防戦一方であるという匂いがやっぱりしてしまう。だから、多分事業者の方、産業関係者の方はあまり元気が出ない報告書になる懸念を持っています。ですから、これは後半戦、この中間報告書を出した後、どうやったらもっと元気が出るのというような話をちょっとしないと、特に規制緩和策というのは今回ほとんどない。これだと、端末メーカー、キャリア、代理店にとって、何か元気が出ない報告書だなという印象が強くて、もう少し半ば以降は規制緩和策で、要するに日本発で GAFA のような存在がなぜ出てこなかったのかという問いにもう一度立ち返る必要があるのではないかという感想を持った次第です。〇山内主査 ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。

○内田委員 内田です。ありがとうございます。この中間報告書の中身については全面的に賛成ですが、2030年を見据えたという形で第1部、第2部の頭についています。そのようなことを踏まえた上で、実際この中間報告書が出た後に具体的な検討や対応をどう進めていくのかということを素朴に疑問に感じまして、見通しみたいなものがあれば後で教えていただきたいのが1つ目です。

それと関連して、資料7-1の32ページ目ですと、例えば短期的取組として赤字のと ころが追記されています。あまり今回の特別委員会の中では主テーマのような形で位置 付けられてはいなかったのですが、無線を使った固定電話といった検討もあったかと思います。こういったものをもし考えていくとするならば、技術的観点からの検討として、通話品質の評価とかといったことも具体的に進め、技術的な裏付けみたいなものがないといけないのかなと思いました。ですので、もしそういったことが議論として上がってくるのであれば、そういった評価を具体的に進めていくといった線表みたいなものを引いていかなければいけないのかと思いました。

- ○山内主査 ほかにご意見ございますか。どうぞ。
- ○石井委員 中央大学の石井です。前回欠席しておりましたので、非常にシンプルな質 問をさせていただければと思います。

まず1点目が、事務局資料の7-1の24ページのところの一番下の考え方の案のところで、電気通信事業法の一部規定の適用とあるところです。これは基本的には通信の秘密と理解しているわけですが、このあたりの一部規定をはっきりと書いておられないのは、どういう趣旨でというところを1点お伺いしたいと思いました。

それから34ページのところですが、ブロードバンドサービスといったときに、速さや容量といったあたりの一定の考え方というのは基本的に示していただいた上で2030年を見据えるものと思っていましたが、それがその考え方の案の4点目の3つの項目の中から読み取れるのかどうかということ、それから、裾野の広い事業者が関係するときに、四角の4つ目の3点目にあります、多様な主体によって提供されているというところが、その裾野の広い事業者が関係するところから一定の配慮をするということを読み取っていいのかどうか、このあたりについて教えていただければと思います。

- ○山内主査 さっきの内田委員からの質問も含めて、事務局よりご回答ください。
- ○大内事業政策課調査官 ご質問ありがとうございます。

まず、内田先生からのご指摘につきましては、本資料におきまして最後の方になるのですが、42ページをごらんいただければと思いますけれども、今後の進め方につきましては、取組の方向性で示した考え方に基づいて引き続き検討を深化することとし、具体的には、線は引いておりませんが、技術・制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、関係する委員会・研究会とも連携し、検討体制を強化することが適当であるといった考え方を案として示させていただいております。具体的な今後の中間報告書の取りまとめ後の進め方については、委員の皆様と主査、山内先生とご相談させていただきながら進めたいと思いますけれども、検討すべきテーマと考えるべき論点がかな

り明確化されてきたかなと思いますので、ヒアリングですとか、もしくは集中的な議論 の進め方の体制の在り方も含めて今後検討していきたいと考えております。

あと、石井委員からご指摘を幾つかいただいておりますが、まず24ページ目の電気通 信事業法の一部規定の適用についてのご質問がございました。この点につきましては、 14ページまでお戻りいただきますと、さまざまなグローバル化の進展を含めたネットワ ークビジョンを含めた電気通信事業政策の在り方ということで総論的にここに記してご ざいますが、この2ポツの(2)のところに、海外事業者の影響力拡大への対応が求め られる規律というところがございます。この点につきまして、そこに書いておりますが、 こういったプラットフォームサービスをはじめとする海外事業者の影響力が大きくなっ ていることから、利用者利益を引き続き確保するとの観点から、国外に設備管理主体を 有しながら我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り 方が課題となっているとしまして、その検討が必要な規律の例といたしまして、例えば ということで通信の秘密の保護ですとか消費者保護に関する規律、安全・信頼性に関す る規律等ということで例示をさせていただいております。ここで例示をしている趣旨は、 既にプラットフォーム研究会で検討していただいている内容ですとか、もしくは本特別 委員会で具体的にこういったことを検討すべきだというご指摘をいただいたものを挙げ させていただいておりまして、これが網羅的なリストであるとは考えてございませんが、 何をどういった観点から検討すべきかといったことも含めて今後検討していければと思 いますので、ぜひご審議をいただければと考えております。

また、同じくブロードバンドサービスの定義についてのご質問がございましたけれども、まさにこの34ページのところで書いてございますが、ブロードバンドサービスについては、現時点で直ちに現行制度の在り方について整理がなされているわけではございませんが、その理由の一つとしては、電話サービス等と比べ、やはり発展的なサービスであって、現在もその高度化とか高速化とか大容量化がまさに進展しているといったサービスの特質があるかと考えてございます。したがいまして、仮に将来的にこれをユニバーサルサービスの中で位置付ける場合においても、どういったものを必要最低限確保していくべきなのかという定義も含めまして、幅広い国民的理解を得るための議論が必要だろうと考えておりますので、こういった点は、おそらく多角的に検討していくべき課題の大きな一つの柱になっていくのではないかと考えております。現時点で事務局として具体的な定義について定見があるわけではございませんので、そういった点も含め

て今後議論いただければと考えてございます。

また、地域ごとに多様な主体において提供されているという点も、これもまた加入電話サービスとの違いにおいてご理解いただければと思いますが、加入電話を基礎的電気通信役務として位置付けた際には、NTT 東西地域会社による提供というものが既に確立されていて、その後に制度が構築されてきたといった事情、背景があったわけですけれども、ブロードバンドサービスについては、既にNTT グループのみならず多様な主体が各地域において、一部の地域においては競争的にこのサービスを提供しているという形で、市場構造が全く異なる点がございます。こういった点も背景としてしっかり認識しながら、違いと同質性について検討を深めていくと。そういった中で基礎的電気通信役務との関係性についても整理がなされていく必要があると考えているところでございます。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、現状認識を申し上げました。

- ○山内主査 よろしいですか。そのほかにいかがですか。どうぞ。
- ○石田委員 石田でございます。先ほど森先生からお話がありましたことに関係しているというところですが、第4章の14ページのところ、電気通信事業法の適用関係等に関係して、第2節のところに目指すべき方向性がございます。この中に、第1節のところでは、さまざまな電気通信サービスを提供する者に対して電気通信事業法の規律が及ばないということで、いろいろな事業者の方が加わっていろいろなサービスを提供しているということから、消費者としても本当に契約先がよく分からないとか、そのサービスがどういう内容になっているのか分からないということがますます増えてくるのかなと思うところですが、それに対して目指すべき方向性のところで、4つ目のところには、これから2030年に向けて想定される変化を見据え、というところに書かれておりますのが、公正な競争の促進と電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者利益の保護のために必要なルールの整備、現行のルールの見直しを行うべきではないかということで、電気通信事業法の目的であるということで、電気通信事業法だけのように見受けられるという感じがいたしますので、それを越えた形のものも書き込んでいただけたらと思いました。
- ○山内主査 よろしいですか。ありがとうございます。そのほか。木村委員、どうぞ。
- ○木村委員 木村です。私も利用者という立場から考えますと、利用するときにいろいるなことに注意しなければ利用できないというのは、やはり本末転倒ではないかと思いる。

ました。最近、5G に関してすごく夢のようなとてもすばらしい報道がよくされるようになってきたのですが、そこにも夢だけでなくていろいろな課題があるといった報道もされています。今回の中間報告書(案)を拝見して、先ほどの石田委員の話もそうですし、おそらく 42ページの終わりにというところが今後の取組のところだと思いますが、今後いろいろな施策をしていただくとは思うのですが、私が思うには、やはり例外はなるべく少なくしていただきたいと思っています。と申しますのは、今後どのようなサービスや技術が出てくるか分かりませんし、細かく決めてしまった結果、例外が生じてしまうと、そのすき間から消費者トラブルが生じてしまうと思います。ですから、なるべく消費者トラブルが起こらないように包括的な形で検討していくべきではないかと思っています。広告などで例えば打ち消し表示というものがありますけれども、あれはすごく見づらくて、そこに実は問題があるというのはよく言われていることですが、こういった取組も、やはり打ち消しというか、なるべく例外はない方がよいのではないかというのが私からの要望です。

以上です。

- ○山内主査 ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。
- ○中尾委員 中尾でございます。 先ほど吉川委員から言われたことがすごく気になって今考えていたのですが、元気が出ない中間骨子案になっている可能性があるのではないかということでしたが、一部ではやはりきちんとルールを作っていかないといけないので、携帯電話の販売店などは、私から見ると、個人的な意見ですが、大分まだ元気いっぱいなのではないかなと思っていまして、むしろネットワーク機器を作っていらっしゃる日本のベンダーの勢いがグローバルベンダーに比べて非常に弱くなっているのではないかなというのを非常に肌で感じています。

それで、例えば 5G の政策で見ますと、ローカル 5G が非常に期待感を持って捉えられていまして、たしか昨日ですか、NEC とパナソニックがローカル 5G に参入しますと表明されたのが報道されていたと思いますが、そういうベンダーが自ら例えば 5G の周波数を使って工場とかウェアハウスの中での通信を手がけていくというのは、これは非常に政策的には喜ばしいことで、ぜひ推進してネットワーク機器ベンダー――まあネットワーク機器ベンダーというとネットワーク機器だけをやられているような印象になってしまうので適切ではないですが、5G の基地局等を見ても、ほとんどヨーロッパ、エリクソンとノキアと、Huawei は政府調達の問題がありますが、ほぼグローバルベンダーで、日本

のベンダーから出ている 5G の基地局も、結局は海外ベンダー、サムスンとかエリクソンとかの提携で売っているようなものも多く見受けられると思いますので、何か今後の大きな方針を語るのであれば、むしろ事業者よりも国内のベンダーが元気が出るような規制緩和策、例えばローカル 5G のようなものが出てくるといいのではないかと思います。この特別委員会で議論されています設備と機能の分離ということが大きく取り上げられていますので、そういったところが突破口になると、例えばソフトウェアで構成する機能では海外ベンダーと比較して競争力が出せるような、そういう方向付けができるととてもいいのではないかと思いました。

以上です。

- ○山内主査 ありがとうございます。どうぞ、宍戸委員。
- ○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。私からは3点、これまでのご議論との関係で申し上げたいと思います。

まず第1に、大谷構成員からご指摘のありました人間とネットワークの関係というの は、やはり根本的な人間の自由とか社会のあり方にかかわるご指摘で、極めて共感する と同時に、重要なご指摘だったと思います。もう一度改めて9ページを拝見しますと、 ここではSociety 5.0の実現に求められるネットワークの役割という形で4点お書きい ただいているわけであります。これはまさにそのとおりだと思いますけれども、他方、 この委員会とは別に、ネットワーク中立性に関する研究会にも参加させていただいてお りましたが、そちらの資料7-4で申しますと、2ページで、ネットワークというより はインターネットということになりますが、インターネットの利用に関する利用者の権 利について書かれています。先ほど事務局からご説明をいただきましたように、これは いわば人間の側から見たときのネットワークのネットワーク、インターネットに対して 利用者の権利をこういう形で定義されているわけです。これは私が見るところ、この委 員会のネットワークの役割と、インターネット利用に関する利用者の権利は、表裏をな すものだというふうに思っています。そのネットワークの役割を利用者の側から、とり わけインターネットについて見たときはこうだということだと思いますので、将来的に この報告書全体を大きくまとめていくといったときに、ここが対応関係にあるんだとい うことは何らかの形で分かるように、あるいはこの特別委員会や関連する研究会の検討 というところで意識を持ち続けるということが必要かなというふうに思っております。 これが1点目でございます。

それで2点目は、先ほど吉川委員からご指摘があった点についてです。元気が出ない というお話がありまして、プラットフォーム研究会の7-5 もちょっといろいろ反省す るところではございますが、私の理解している範囲では、例えばプラットフォーム研究 会についていうと二側面ございまして、第1には、特定の海外のプラットフォーム事業 者を日本市場から締め出すとか、その影響力を下げるということがそれ自体目的という よりは、利用者情報の適切な取扱いといった規律を国内事業者と同じように守っていた だく、その延長線上というか最終的な目標は何か。今日私は時間がないのできちんとご 説明できなくて大変失礼いたしましたが、プラットフォームサービスがイノベーション を含む今後の社会基盤として重要な役割を果たすとなればこそ、健全なプラットフォー ムサービスの日本国内での発展を考えて、イノベーションの促進と利用者のプライバシ 一保護のバランスを研究会としては議論をしているつもりでございます。吉川委員から ご指摘いただいたことというのは非常に重要なことだと思いますので、私が主査を務め させていただいている研究会もそうですけれども、この中間報告書を現在議論している この特別委員会においても、こういった規律の見直しが単なる規制強化ということでは なくて、利用者の権利や利益を確保する、またそれが同時に社会全体としてイノベーシ ョンの基盤になっていく、そういった意味でのネットワークの在り方とを構想して議論 しているということは、何らかの形で少し意識した方がいいのではないかということを、 ご指摘を踏まえて思いました。

3点目は、これで最後にしますが、これも吉川委員からご指摘あった 20 ページの他社設備の利用の関係、とりわけ卸の関係です。この点につきましては、関係する事業者の方、またいろいろな利害関係者の方からさまざまなご意見をいただいているところですが、ここで例えばその実態把握等の仕組み云々といったような議論があります。この間、ネットワーク中立性でもプラットフォームサービスについても議論している共同規制的なことを考えるということも、例えば卸の規律についてあり得るのではないかとこの間少し考えたところです。例えばイギリスのBTにおきましては、イクオリティー・オブ・アクセス・ボード、多分アクセス平等委員会というのだろうと思いますけれども、BT関連企業とそれ以外の企業とで、BTへのアクセスの均等を図るということをチェックするいわば内部機関のようなものを設け、これが2017年ぐらいだと思いますけれども、BTとのfcomの間のプロトコール、まさに共同規制の手法の一つの核として働いているんだろうというふうに思います。

似たような規律は、放送分野で言いますと、我が国のNHKにおいてはインターネット活用業務審査評価委員会のような、かなり強い影響力を持つ事業者の中に内部で公平な他の事業者等の取扱いをやっているかどうかということをチェックする機関を設置し、そこに第三者の目を入れ、そこがきっちりとしたチェックをするということをいわば内部で働かす。そしてそういう形によって全体としての規律を担保する。これがおそらく公平あるいは利用者の公正とイノベーションの促進を両立させる一つのやり方ではないかというふうに思います。

したがいまして、今いろんなところで共同規制という規律のやり方を検討しておりますが、例えばこの局面においても、そういったことはあり得るのではないかと思います。 言い換えてみますと、電気通信事業分野全体において直接規制と自主規制、これまでよく用いられてきましたけれども、それと共同規制といったようなものをうまく組み合わせていくことが、今回の本委員会での包括検証全体の中の一つの柱として浮かび上がってきているのかなというふうに考えたところでございます。

長くなりましたが、私から以上でございます。

- ○山内主査 どうもありがとうございました。ほかに、どうぞ、関口委員。
- ○関口委員 関口でございます。1点だけ、ユニバーサルアクセスに関連して感想めい たことを申し上げたいと思います。30ページの最後のところで中長期的な話題としてユ ニバーサルアクセスについては実現を目指すという書きぶりですが、31ページにわざわ ざ諸外国の取組をご紹介いただいておりまして、ここを見ると、ブロードバンドにバツ がついているのは日本だけということです。ある意味でブロードバンド化は世界の最先 端を走ってきたという中でいうと、やや見劣りするなという印象がないではないなと思 います。それと、国内の基盤整備についても、ブロードバンドも99.9%、携帯の不感 地帯も同じように普及が99.9%までということで、残り0.1%をどう基盤整備する か、これは相当なお金がかかるというのはみんな理解できていて、そこについては今後 とも積極的な取組をするということも含めてここにお書きいただいているということで すし、それから先ほど大内調査官の方から、今までのユニバーサルサービス基金につい ては、基盤整備についてはそのお金を流さないという基本的な了解で、ユニバーサルサ ービスというサービスに対しての維持を主眼としてきたという点では、この残り0.1% の基盤整備とユニバーサルサービスの考え方とを少し切り分けて考えるべきなんじゃな いかというご指摘もそのとおりだと思っています。

その上で、この全体の報告書の流れの中でいうと、音声電話についてどうこうというのはここだけしか書いてないということで、これからビッグデータをどうやってみんながフェアに使っていこうかというデータの話ばっかりしている中で、やや中長期という長い視点でこれをゆっくり検討するということでいいのかという漠然とした印象を得ました。さはさりながら、既存のユニバーサルサービス基金との異同を含めて適格従業者も1社ではなくなるわけですし、さまざまな違いがあるということについてもう少し深掘りをして議論を重ねていく中で、できるだけ早くという趣旨が伝わるような表現がおとりいただけるようであるとよろしいかなという印象を受けました。

以上です。

- ○山内主査 ありがとうございます。北さん、ありますか。
- ○北委員 1点だけ。資料7-1の12ページ、2030年を見据えたネットワーク進化の方向性の3番の一番下の端末・ユーザレイヤーの最後の行に、「個人の多様なニーズ等に合致したサービスを低廉な料金で安心して利用できる」ということしか書かれていないことを寂しく思います。もちろんそれはそのとおりなのですが、これから5Gやスライシング等のさまざまな機能、あるいはネットワーク中立性の議論における優先制御とか、そういった機能と多様なデバイスを組み合わせて、いろいろなプランが作れるようになりますから、「低廉な」というのはベースにあるとしても、非常に柔軟な料金プランが可能となる世界を想定した規律というものも考えていくべきだと思いますので、表現をもう少し工夫していただけるとありがたいと思います。

それに関連すれば、明日、楽天さんに 5G の免許が付与されるわけですが、楽天さんが 今標榜しているネットワークが、これまでのエリクソンだとか Huawei が世界を席巻して きた、いわゆるキャリアグレードの専用デバイスではなく、汎用機器を使い、クラウド ベースで、ソフトウェアで制御するものと聞いています。これが果たして 1,000 万、2,000 万、3,000 万ユーザーをしっかり制御できるのか、すばらしいチャレンジだと思います。 思い起こせば、ADSL というものが出てきたときに、ベストエフォートって何だとか、そんなルーターをつないで安定した通信ができるのか、みたいな、そういう時代もあった わけです。 しかし、結局ふたをあけてみれば、ベストエフォートという考え方が定着し たわけですから、2030 年を見据えれば、キャリアグレードの、もう絶対堅牢でセキュア なネットワークをつくるというキャリアがいてもいいと思いますし、いや、うちはとに かく汎用のデバイスをつなぎ合わせて安く提供します。場合によっては、何か時々ある

かもしれませんが、安いですよ、ということを売りにするキャリアがあってもいいと思います。そういう多様性を許容するような規律をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。池田さん、何かありますか。よろしいですか。そのほかにご発言は。よろしいですかね、ありがとうございました。非常に重要なご指摘がたくさんあったというふうに思っておりますし、なかなか右から左の意見があっておもしろかったなと思って聞いていましたが、基本的にこの7-1でまとめていただいたことについては、方向性としては皆さんご賛同いただいたかと思っておりますので、事務局においては、引き続き中間報告の起草をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これで本日の議題は全て終了としたいと思います。事務局に今後の予定についてご説明をお願いいたします。

- ○事務局 次回の委員会につきましては、別途、事務局よりご案内させていただきます。以上、よろしくお願いいたします。
- ○山内主査 ありがとうございます。それでは、本日はこれで閉会といたします。どう もありがとうございました。